

大津市勤労福祉センター指定管理者仕様書

1 趣旨

本仕様書は、大津市勤労福祉センターの指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 設置目的

勤労者の福祉の増進及び文化教養の向上を図るため、大津市勤労福祉会館、大津市勤労青少年ホーム、大津市勤労者体育センター（これらを総称して「大津市勤労福祉センター」という。）を設置する。

3 管理運営方針

大津市勤労福祉センターの管理運営は、次の項目に沿って行うこと。

- (1) 勤労者の福祉の増進及び文化教養の向上に寄与するような管理運営を行うこと。
- (2) 個人情報の保護を徹底すること。
- (3) 指定管理者は指定管理業務を行うにあたり作成又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、情報公開規程を定めるなど適正な情報公開を行うこと。
- (4) 利用者の意見を管理運営に反映させ、サービスの向上に努めること。
- (5) 業務の効率化を図り、経費の削減に努めること。
- (6) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (7) 第三者との取引を行う場合は、市内事業者を優先するよう努めること。
- (8) 省資源・省エネルギーを図るとともに、グリーン購入、廃棄物の減量、リサイクルの推進等、環境負荷の低減に努めること。
- (9) 職員を採用するに当たっては、本人の適正、能力以外の事項を条件にすることなく、幅広く応募できるよう配慮すること。
- (10) 雇用した職員に対して、労働基準法に定める最低賃金を確保すること。
- (11) 公正な採用選考、人権研修の実施その他人権に配慮した業務遂行に努めること。

4 施設の概要

- (1) 名 称 大津市勤労福祉センター

(大津市勤労福祉会館・大津市勤労青少年ホーム・大津市勤労者体育センターの3施設を総称して大津市勤労福祉センターという。)

- (2) 所在地 大津市打出浜1番6号

- (3) 面 積 敷地面積 2,468.65 m² 延床面積 2,877.28 m²

- (4) 建 物 大津市勤労福祉センター 鉄骨鉄筋コンクリート造5階建塔屋付

(うち大津市勤労者体育センター 鉄筋コンクリート造屋根鉄骨造2階建)

ア 共通

敷地内 駐車場、駐輪場

1階 玄関ロビー、事務室、情報発信スペース

イ 大津市勤労福祉会館

1階 小会議室(12人)

4階 会議室1(16人)、会議室2(24人)、会議室3(24人)、
研修室1(36人)、研修室2(24人)

5階 大ホール(150人)

ウ 大津市勤労青少年ホーム

2階 ロビー、喫茶コーナー

調理実習室(32人)、和室1(18人)、和室2(12人)、
多目的室(30人)

3階 軽スポーツ室(40人)、工芸室(12人)、集会室(30人)、
視聴覚室(30人)、講座室(24人)

エ 大津市勤労者体育センター

1階 トレーニング室

2階 アリーナ バレーボール2面分(バスケットボール1面分)

施設内に指定管理業務対象外の倉庫が1区分ある。(1階倉庫5.7m²)

(5) 使用者の範囲

ア 大津市勤労福祉会館 勤労者及びその家族

イ 大津市勤労青少年ホーム 35歳未満の勤労者

ウ 大津市勤労者体育センター 使用者の範囲の制限無し

5 開館時間及び休館日

- (1) 開館時間 午前9時から午後9時まで(日曜日は午後5時まで)
- (2) 休館日 毎月第3日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

12月29日から翌年1月3日

※開館時間及び休館日については、規則で定めるとおり、市長及び指定管理者が特に必要があると認めるときは、協議により変更することができる。

6 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。(3年間)

7 法令等の遵守

大津市勤労福祉センターの管理にあたっては、本仕様書のほか、次の(1)～(9)に掲げる法令等に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (3) 大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成25年条例第19号）
- (4) 大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成25年規則第24号）
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (6) 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成23年条例第48号）
- (7) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (8) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (9) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）

その他業務を遂行するうえで関連する法令等がある場合にはそれらを遵守し、指定管理者の指定期間中に関係法令の改正があった場合には、その改正された内容を遵守することとする。

8 情報管理

- (1) 個人情報保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、個人情報の適切

な取り扱いについて必要な措置を講じること。

指定管理者及び管理業務に従事する者は、当該業務の実施に関して保有する情報及び業務の実施により知り得た個人情報について、外部へ漏らしたり他の目的に使用したりしてはならない。指定期間の満了後又は指定の取消し後においても同様とする。

なお、個人情報保護について、職員等に周知徹底すること。

(2) 情報公開

指定管理者が指定管理業務を行うにあたり作成し又は取得した文書等で、指定管理者が管理しているものの公開については、情報公開規程を定める等、適正な情報公開に努めること。

9 業務内容

(1) 施設運営

大津市勤労福祉センターは公の施設であることを念頭において公平な運営を行うこととし、特定の個人又は団体等に有利あるいは不利な運営をしないこと。

ア 職員の配置

開館中は、原則として2名以上の人員を配置すること。ただし、貸館の利用状況により1名体制も可能とする。

イ 大津市勤労福祉会館の運営に関する業務

大津市勤労福祉会館は、勤労者及びその家族のための施設である。施設運営として、大津市勤労福祉会館の事業及びオに定める窓口業務を行う。

大津市勤労福祉会館の事業としては、大津市勤労福祉センター条例（以下「条例」という。）に定めるとおり以下の事業を行う。

- ⑦ 勤労者の文化教養の向上のために施設を利用させること。
- ⑧ 勤労者による会議又は研修のために施設を利用させること。
- ⑨ 勤労者の福利厚生を図るために施設を利用させること。
- ⑫ その他勤労者の福祉の増進及び文化教養の向上を図るために必要な事業（指定自主事業）

※⑫の事業として、勤労者及びその家族を対象に「大津市勤労福祉センター講座」を開講すること。同講座については受講料を設定し、指定管理者の収入とする。

ウ 大津市勤労青少年ホームの運営に関する業務

大津市勤労青少年ホームは、35歳未満の勤労者のための施設である。施設運営に

あたって、次の業務を行う。

(7) 大津市勤労青少年ホームの業務

条例に定めるとおり次の業務を行う。

- a 勤労青少年の文化教養の向上のための講習会、研修会等を開催すること。(指定自主事業)
- b 勤労青少年にレクリエーション活動、グループ活動等の場を提供し、必要な助言及び指導を行うこと。(指定自主事業)
- c 勤労青少年に対する生活等の相談を行うこと。(指定自主事業)
- d その他勤労青少年の福祉の増進及び文化教養の向上を図るために必要な事業(指定自主事業)

※a 及び d の事業として、35歳未満の勤労者を対象に「大津市勤労青少年ホーム講座」を開催すること。同講座については受講料を設定し、指定管理者の収入とする。

(8) 大津市勤労青少年ホーム利用登録証の発行

条例及び大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則（以下「規則」という。）に定めるとおり、35歳未満の勤労者は年度を通じて、大津市勤労青少年ホームの施設をグループ活動に無料で使用できる。但し、規則で定めるとおり、使用者は毎年度、当該年度における最初の使用の前に、当該年度を通じた大津市勤労青少年ホームの使用について申請する必要がある。

使用者が大津市勤労青少年ホーム利用書に所定の必要事項を記入して提出したときは、年齢等の内容を確認のうえ、大津市勤労青少年ホームの施設を無料で使用できる大津市勤労青少年ホーム利用登録証を発行する。当該利用登録証の有効期限は発行年度の3月末日までとし、使用申請は開館時間において随時受け付けるものとする。

(9) 大津市勤労青少年ホーム利用登録証発行対象者

大津市勤労青少年ホームは、クラブ活動等のグループ活動を行う35歳未満の勤労者に対して大津市勤労青少年ホーム利用登録証を発行する。個人的な活動目的による使用については大津市勤労青少年ホーム利用登録証を発行しない。

また、規則に定めるとおり、当該年度を通じての使用申請があった場合に使用の許可を行うため、一時的な使用については、大津市勤労青少年ホーム利用登録証を発行しない。

大津市勤労青少年ホーム利用登録証の発行を受けていない者や上記目的以外の大津市勤労青少年ホームの使用については、条例で定めるとおり利用料金が発生する。

(4) クラブ登録

大津市勤労青少年ホームの年間使用申請をしたグループでかつ自主的な活動をしているクラブを大津市勤労青少年ホームのクラブとして認めている。

大津市勤労青少年ホームのクラブについては、年度の最初に、「大津市勤労青少年ホームクラブ登録」をしてもらう。また、クラブ員には大津市勤労青少年ホーム利用登録証を発行する。

エ 大津市勤労者体育センターの運営に関する業務

大津市勤労者体育センターは、勤労者等がスポーツ、レクリエーション活動等を通じて健康の増進を図るための施設である。使用者の範囲規定はないが、利用料金の設定は、市民等と市民等以外の者で料金が異なる。「オ 窓口業務」に定める方法で、一般貸館の使用申請を受け付け、使用許可及び利用料金の徴収を行う。

オ 窓口業務

施設使用申請の受付については、各施設の用途に従い、窓口にて受付業務を行う。

(7) 施設使用申請の受付日

a 「大津市勤労福祉会館」及び「大津市勤労青少年ホーム」

規則に規定するとおり、使用しようとする日の属する月の3月前から施設の使用申請を受け付ける。

なお、毎月休館日を除く月初めの開館日を使用申請の受付日とし、受付順位は下記(4)のとおりとする。

b 「大津市勤労者体育センター」

規則に規定するとおり、使用しようとする日の属する月の1月前から施設の使用申請を受け付ける。

なお、毎月休館日を除く月初めの開館日を使用申請の受付日とし、受付順位は下記(4)のとおりとする。

※使用申請の受付開始日については、規則で定めるとおり、市長及び指定管理者がその協議により特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(4) 受付順位

規則に定めるとおり、受付は使用申請のあった順序に従って行う。但し、同時に複数の使用申請があった場合は、両者の協議又は抽選により順序を定める。

(㉒) 受付方法

使用申請は、原則、窓口のみで受け付ける。但し、遠方からの利用等、やむを得ない場合は、いったん電話で仮予約を受け付けるなど、臨機応変に対応する。

なお、空き状況の問合せについては、電話でも受け付ける。

【受付手順】

- ① 窓口で使用申請書に必要事項を記入してもらう。使用申請書は使用許可書と複写になっている。
- ② 使用申請書を窓口で受領し、受付日時・受付番号・利用料金・受付者等を記入する。
- ③ 使用申請者から利用料金を受領し、使用許可書を発行する。
- ④ 使用申請者には、施設使用当日に使用許可書を持参、提示してもらう。

(㉓) 事前使用申請について

規則及び市が定める基準に基づき、市長及び指定管理者が、協議により特別の理由があると認めたときは、事前使用申請を受け付けることができる。

(㉔) 利用料金について

a 利用料金の設定

大津市勤労福祉センター（大津市勤労福祉会館・大津市勤労青少年ホーム・大津市勤労者体育センター）の利用料金（設備・備品等の利用料金含む）については、条例及び規則に規定する利用料金を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

b 営利目的等の利用料金の割増

大津市勤労福祉センターの使用者が、入場料その他これに類する料金（「入場料等」）を徴収する場合、又は営利若しくは営業宣伝その他これに類すること（「営利等」）を目的として大津市勤労福祉センターを使用する場合の利用料金は、条例で定めるとおり、次の利用料金を割増する。

但し、規則で定めるとおり、公共的な団体又は機関が勤労者の福祉の増進及び文化教養の向上に資すると認められる事業を主催する場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、割増料金を加算しない。

入場料等のうち最高額のものが 1,500 円以上 3,500 円未満の場合	5 割増
入場料等のうち最高額のものが 3,500 円以上の場合	10 割増

営利等を目的として使用する場合	5 割増
-----------------	------

c 利用料金徴収に係る事務処理

徴収した利用料金について、必要な帳簿等を作成すること。また、日計表・月報を作成すること。

d 利用料金の徴収

利用料金は、使用許可書発行時に徴収する。但し、市長が特別の理由があると認めるときは、後納とすることができる。

e キャンセル

使用許可書発行後のキャンセルについては、利用料金を返金できない。

f 減免

利用料金の減免について、条例及び市が定める減免基準に基づき、市長が特別の理由があると認める場合は利用料金を減免することができる。

g 還付

利用料金は原則還付できないが、条例及び市が定める基準に基づき、市長が特別の理由があると認める場合は、指定管理者は利用料金を還付することができる。

カ 施設運営に際しての注意事項

(7) 施設及び設備の維持管理に関すること

大津市勤労福祉センターの適正な維持管理のため、指定管理者は以下の内容による施設及び設備の保守管理並びに衛生管理等を行う。

なお、キからケまでに係る管理業務については、業務の水準を示すものであり、委託先等を指定するものではない。

キ 保守管理業務

(7) 設備等の保守管理及び点検業務

- ① 大津市勤労福祉センターエレベーター保守点検業務(別添仕様書 1 参考)
- ② 大津市勤労者体育センター油圧エレベーター保守点検業務(別添仕様書 2 参考)
- ③ 暖房用熱源機切替点検業務(別添仕様書 3 参考)
- ④ 常用発電設備保守点検業務(別添仕様書 4 参考)
- ⑤ 消防設備機器保守点検業務(別添仕様書 5 参考)
- ⑥ 給排水設備巡回点検業務(別添仕様書 6 参考)
- ⑦ 空調機器設備及び飲料水水槽清掃業務(別添仕様書 7 参考)

⑧ 自家用電気工作物保安管理業務（別添仕様書 8 参考）

⑨ 電気設備精密点検（別添仕様書 9 参考）

(4) 備品の保守管理等

原則として、大津市勤労福祉センター内にある市所有備品を貸与する。市から貸与を受けた備品については、大津市財務規則（平成 9 年規則第 7 3 号）に基づき、適切に管理すること。

なお、市から貸与する備品以外に必要なものについては、指定管理者が自らの費用で準備すること。

ク 環境維持管理業務

(7) 清掃業務

① 清掃業務 日常清掃及び定期清掃（別添仕様書 1 0 参考）

② ごみ収集運搬業務（別添仕様書 1 1 参考）

(4) 保安警備業務

① 警備業務（別添仕様書 1 2 参考）

施設内の秩序を維持し、事故、破壊等の犯罪及び火災等の災害の発生を警戒阻止し、財産の保全を図るとともに、休日・夜間の警備業務を適切に行う。

(7) 環境衛生管理業務

① 簡易水道施設定期検査

② 害虫雑菌類駆除（別添仕様書 1 3 参考）

労働安全衛生法に基づく事務所衛生基準規則第 15 条による館内消毒を実施する。

(7) 施設保全業務

施設を安全かつ安心して利用できるよう、施設の予防保全に努めること。また、建築物や設備等の不具合を発見したときは、速やかに市に報告すること。

(7) 避難所としての使用

大津市勤労福祉センターは、大規模災害等発生時における市の避難所として指定されている。大規模災害等の発生により、市が大津市勤労福祉センターを避難所として使用する場合には、市の指示に従うこと。

(7) 駐車場及び駐輪場について

隣接している大津市立老人福祉センターとゲートを共用しているため、大津市勤労福祉センターの駐車場等を利用者が使用する場合には、大津市立老人福祉センターと連携をとり臨機応変に対応すること。

ケ その他の管理業務

- ① 植木剪定業務（別添仕様書 1 4 参考）
- ② ピアノ調律業務
- ③ 男子トイレ芳香剤等賃借業務（別添仕様書 1 5 参考）
- ④ 複写機メンテナンス及び消耗品供給契約（別添仕様書 1 6 参考）

コ 指定管理業務対象外の事務室に係る諸経費の取扱いについて

施設内にある大津地区労働者福祉協議会の倉庫は、地方自治法第 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定により、行政財産の目的外使用を許可している。

当区分は、施設の構造上一体であり、電気、空調設備、消防設備等が構造上分離できないことから、大津市勤労福祉センターと一体的に管理し、市は各事務室部分に係る所要の経費を委託料に含めて積算する。ただし、当区分の清掃は使用者が別に行う。

10 経費等

大津市勤労福祉センターは利用料金制を採用するため、指定管理者は市が支払う委託料のほか、大津市勤労福祉センターの利用料金や指定管理者自らが企画・実施する事業の収入等を自らの収入とすることができる。

(1) 指定管理者の収入として見込まれるもの

ア 利用料金収入

大津市勤労福祉センターの利用料金は、市が条例及び規則で規定する額の範囲内で市長の承認を得て指定管理者が定めることができる。

イ 大津市勤労福祉センター講座及び大津市勤労青少年ホーム講座の受講料収入（指定自主事業収入）

大津市勤労福祉センター講座及び大津市勤労青少年ホーム講座の受講料は指定管理者の収入とする。大津市勤労福祉センター講座及び大津市勤労青少年ホーム講座の開催に係る大津市勤労福祉センターの利用料金は発生しないものとする。

ウ 自主事業による収入

大津市勤労福祉センターの管理に関する基本的な考え方に示す条件のもと、事業計画書に基づいて、指定管理者が自ら講座やイベント等の事業を実施することにより収入を得ることができる。なお、大津市勤労福祉センターを使用して自主事業を開催する場合は、大津市勤労福祉センターの利用料金が発生する。

上記以外に、自主事業として大津市勤労福祉センターに自動販売機を設置し、指定

管理者の収入とすることができる。

その他、自主事業の範囲内で大津市勤労福祉センター２階の喫茶コーナーを活用し、利用者に飲食サービスの提供を行うことができる。喫茶については食品衛生法等を遵守し、衛生管理に努めるとともに、火災等には十分注意すること。

エ その他収入

「複写機利用料金」

大津市勤労福祉センター内の複写機を大津市勤労福祉センター利用者が使用する場合、複写代を徴収し収入とすることができる。複写代は１枚１０円(両面コピーは１枚２０円)。

(2) 基準費用

指定期間中(３年間)における委託料総額の上限額である基準費用(３年間の合計)は、
７７，１４２，０００円とし、この額を指定管理者委託料総額の上限額とする。(消費税額及び地方消費税額を含む。)

これを踏まえて事業計画書を作成すること。

[委託料に含まれるもの]

- ① 人件費
- ② 事業実施謝礼(大津市勤労福祉センター講座・大津市勤労青少年ホーム講座開催に係る講師謝礼)
- ③ 光熱水費(電気代、水道代、下水道代、ガス代、ガスボイラー代)
- ④ 通信運搬費(電話代)
- ⑤ 消耗品費(トイレトーパー、用紙、館内電球等)
- ⑥ 印刷製本費(使用申請書・施設パンフレット等)
- ⑦ 修繕料(１件２０万円未満の軽易な修繕)
- ⑧ 手数料(ピアノ調律代、館内消毒手数料、振込手数料)
- ⑨ 保険料(公民館総合補償)
- ⑩ 委託料(エレベーター保守点検、冷暖房用熱源機切替点検、非常用発電設備保守点検、消防設備機器保守点検、給排水設備巡回点検、空調機器設備及び飲料水水槽清掃業務、自家用電気工作物保安管理業務、電気設備精密点検、日常及び定期清掃業務、ごみ収集運搬業務、保安警備業務、害虫雑菌類駆除業務、植木剪定業務)
- ⑪ 使用料及び賃借料(男子トイレ芳香剤等賃借代)

⑫ 燃料費（ガソリン代）

⑬ 公租公課（法人税、消費税等）

(3) 経費規程

施設の管理運営に係る経費について、指定管理者が区分経理を行うこととし、経理規程を策定の上、経理事務を行うこと。

(4) 公租公課の負担

公租公課の支払いが発生した場合は指定管理者の負担とする。

(5) インボイス制度の対応

令和5年10月から導入された消費税の適格請求書等保存方式（以下、インボイス制度）について、利用料金の収受、指定自主事業及び自主事業実施に係る参加料や代金等の収受にあたっては利用者から求められた場合、適格請求書（以下、インボイス）を発行する必要がある。このため、インボイス発行事業者の登録を行うとともに、発行したインボイスの保存等の事務を行うこと。インボイス制度の詳細については、国税庁ホームページを確認し、適切な対応を行うこと。

(6) 施設の利用料金（利用料金上限額）改定と指定管理料の再算定について

指定管理者の収入とする施設利用料金額の設定は、市が条例に規定する『利用料金上限額』の範囲内において指定管理者の提案と市の承認により定めることとしている。『利用料金上限額』については施設使用料適正化の観点から指定期間開始後に見直しを行う可能性があり、見直しの結果、条例に規定する『利用料金上限額』を改定する場合は、原則、改定前と改定後の『利用料金上限額』の差額分に係る利用料金収入額を申請時の指定管理料に反映の上、改定後の指定管理料総額を決定することとする。

なお、指定管理料に反映する際の再算定方法は以下のとおりとする。

【指定管理料再算定方法】

ア 改定後の各年度の指定管理料を再算定する。

① 改定後の利用料金上限額－改定前の利用料金上限額＝利用料金上限額の差額

② 利用料金上限額の差額＋各年度申請時の利用料金提案額＝各年度改定後の利用料金額

③ 各年度改定後の利用料金額×各年度申請時の年間利用者（件）数＝各年度改定後の

年間利用料収入額

- ④ 各年度申請時の年間総経費－各年度改定後の年間利用料金収入額＝各年度指定管理料

イ アにより再算定した各年度指定管理料の合計を改定後の指定管理料総額とする。

11 その他業務

(1) 事業計画書の作成

各年度の事業計画書を前年度の２月末までに作成し、市に提出すること。

事業計画書には次の事項を記載すること。

- ① 管理運営の体制
- ② 事業の概要及び実施する時期
- ③ 管理に要する経費の総額及び内訳
- ④ その他甲が必要と認める事項

(2) 事業報告書の作成

毎月１０日までに前月分の大津市勤労福祉センターの利用者数・使用件数を市へ報告すること。

また、毎年度終了後４０日以内に前年度の事業報告書を市へ提出すること。事業報告書には、次の事項を記載すること。

- ① 管理業務の実施状況
- ② 大津市勤労福祉センターの利用状況
- ③ 大津市勤労福祉センターの管理経費等の収支状況
- ④ ①～③に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

(3) 業務報告の聴取等について

市は、大津市勤労福祉センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し業務及び経理の状況に関して定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行う。

(4) 立入検査について

市は、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地調査を行うことができる。

(5) モニタリングに関する事項について

当該施設における業務の実施状況及び施設の管理状況を確認するため、モニタリング

指針に基づき、モニタリングを実施する。

モニタリングにより、指定管理者の業務が要求水準を維持していないと認められるときは、業務の改善等必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止や指定の取消しを行う。

(6) 指定期間終了にあたっての引継業務

指定管理者は、指定期間終了後に次期指定管理者が円滑かつ支障なく大津市勤労福祉センターの業務を遂行できるよう、引き継ぐこと。

12 留意事項

(1) 施設の運営に関する留意事項

指定期間終了後の使用許可の取り扱いについて、指定管理者が使用の許可を行い徴収した利用料金等のうち、令和11年4月1日以降の使用日に係る施設等の利用料金は、次期指定管理者となる者に支払うものとする。

(2) 業務の再委託の禁止

指定管理者は、清掃や設備の保守点検等個々の業務を、市と協議のうえ第三者に委託することは差し支えないが、本業務の全部を第三者に委託または請け負わすことはできない。

(3) 施設の管理に関する留意事項

ア 防火管理者の選任及び消防計画の作成

防火管理者選任及び消防計画を作成し、消防法等の規定により、指定管理者は適正に業務を行うこと。また、危険を防止し館内の安全を維持するため、館内の日常自主点検を行うこと。

イ 消防訓練の実施

災害発生時に緊急対応できるよう、年2回程度、職員の消防訓練を実施すること。

ウ 緊急時の対応

指定管理者は、本施設の利用者及び来館者の急な病気、けが等に対応できるよう、事務室等に簡易な医薬品等の準備を行うとともに、近隣の医療機関等と連携し、緊急時には的確な対応が行えるようにすること。

(4) 原状回復義務

ア 施設の設備変更

指定管理者は、施設または設備の変更をしようとするときは、あらかじめ市と協議

することとする。また、当該指定管理者の指定期間が満了した時、または指定を取り消された時は、市の指示するところにより、その管理を行わなくなった施設または設備を原状に回復しなければならない。

イ 施設・設備等の汚損、毀損、亡失等

指定管理者は、施設、設備または備品を汚損・毀損、または亡失した時は、市の指示するところにより原状に回復し、または損害を賠償しなければならない。

(5) 損害賠償の責務並びに事故発生時の対応

ア 管理運營業務に関し、指定管理者が危険を負担する範囲

施設及び設備が使用に耐えない場合又は損傷した場合、市または第三者に損害を与えた場合、その原因が指定管理者により発生し、重大かつ明白な過失があると認められる場合は、市の指示により、その損害の全部又は一部について賠償するものとする。

管理業務にかかる経費のリスク分担は次のとおりとする。

「リスクの分担」

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）により発生した施設、設備の修復に要する経費（下記以外）	○	
	不可抗力により発生した施設、設備の修復に要する経費のうち、指定管理者の責めに帰すべき事由によりその経費が増加したと認められる場合における当該増加した経費		○
	不可抗力により発生した指定管理者の損害及び損失		○
施設・設備等の損傷	経年劣化によるもの（極めて小規模なもの）		○
	経年劣化によるもの（上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
物価等の変動	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増加（消費税率の改定に伴うものを除く。）		○
	金利の変動に伴う経費の増加		○

	利用者の減少（天候不順によるものを含む。）、需要見込みの誤りその他の事由による利用料金収入の減少		○ ただし、市長が特に理由がある则认为る場合は、協議により定めることができる。
政治・行政的理由による管理業務の変更	政治、行政的理由から管理業務の全部又は一部を変更した場合における経費の増加	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中で業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

イ 事故発生時の対応

施設において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応できる体制を整えるとともに、事故発生時には直ちにその旨を市に連絡すること。

ウ 保険加入

施設賠償保険等は、最低限、次の内容で指定管理者が加入するものとする。

（保険の種類）

- ・賠償責任補償 1 事故あたり 2 億円
- ・行事傷害補償 死亡・後遺障害 1,000 万円、入院（一日）4,800 円、通院（一日）2,400 円

(6) 環境に配慮した事業運営

指定管理者は、環境に配慮した商品等の購入を推進するとともに、事業活動に伴い発生するゴミの削減とリサイクル、省エネルギー等に自ら積極的に取り組むこと。

資源ごみ・産業廃棄物の廃棄にあたっては、適正処理を図るなど、環境に配慮して事業運営を行うこと。

(7) 行政財産使用許可に基づく他団体の施設利用について

大津市勤労者体育センター 1 階倉庫については、勤労者福祉の増進等のため、市が行

政財産使用許可を発出している。

この施設の利用に関する事項については、市と指定管理者とが協議を行った上で、その対応について決定する。

(8) 職員の雇用

職員の雇用については、ハローワークを利用するなど、多くの人に雇用機会を提供するようにすること。

(9) 施設のPR

施設の紹介案内パンフレット等を作成し、施設の利用促進に努める。また定期的に利用者の意見集約や、来館者のニーズを把握し、業務改善に努める。

(10) 物品の帰属

指定管理者が委託料により購入した物品は市に帰属するものとし、物品購入台帳に記入し年度終了毎に報告すること。

(11) その他

ア 各種規程等の作成

指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、市と協議を行うこと。各種規程がない場合は、市に準じて、あるいはその精神に基づき業務を行うこと。

イ その他

- (7) 市の事業開催に関し、市から大津市勤労福祉センターを利用する依頼があった場合は、依頼に基づき大津市勤労福祉センターの施設管理を行うこと。
- (4) 業務の実施にあたっては、人権擁護に配慮するとともに、職員の資質向上のための一環として人権擁護の啓発に努めること。
- (9) 業務の再委託並びに物品購入等にあたっては、市内業者の活用に配慮すること。
- (2) 市長の許可を得て行う飲食物の販売など、諸届け等の手続きを必要とする場合には、指定管理者が手続きを行うものとする。
- (8) 大津市勤労福祉センターの運営に従事する職員は、利用者に施設職員と分かるように名札を着用すること。

13 協議

指定管理者は、この仕様書に定めるもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は市と協議し決定する。

14 その他

大津市勤労福祉センターは、築後40年以上が経過し施設の老朽化が進んでいるほか、施設の設置当初からの社会構造の変化や働き方の多様化等により、勤労者福祉の増進という施設の本来の設置目的と実際の利用者との間に乖離が生じている。このため、市では、今回の指定管理期間中に、令和11年度以降の施設のあり方について検討を進めることとしている。

指定管理者は、市が施設のあり方を検討するにあたり、利用状況等の情報収集や分析等の業務について協力するものとする。

検討の結果、今回の指定管理期間中に施設機能の見直しや事業規模の縮小等で管理状況が変わる可能性があり、その場合には、市が指定管理者と協議の上、業務内容及び指定管理料について、必要に応じて見直しを行う。

15 添付資料

(1) 位置図

(2) 平面図

(3) 参考資料

ア 過去2年間の利用者数・使用料収入実績

イ 過去2年間のその他収入

ウ 過去2年間の減免実績

エ 過去2年間の各施設の利用率

オ 令和6年度勤労福祉センター講座実施実績

カ 令和6年度職員配置実績及び勤務条件

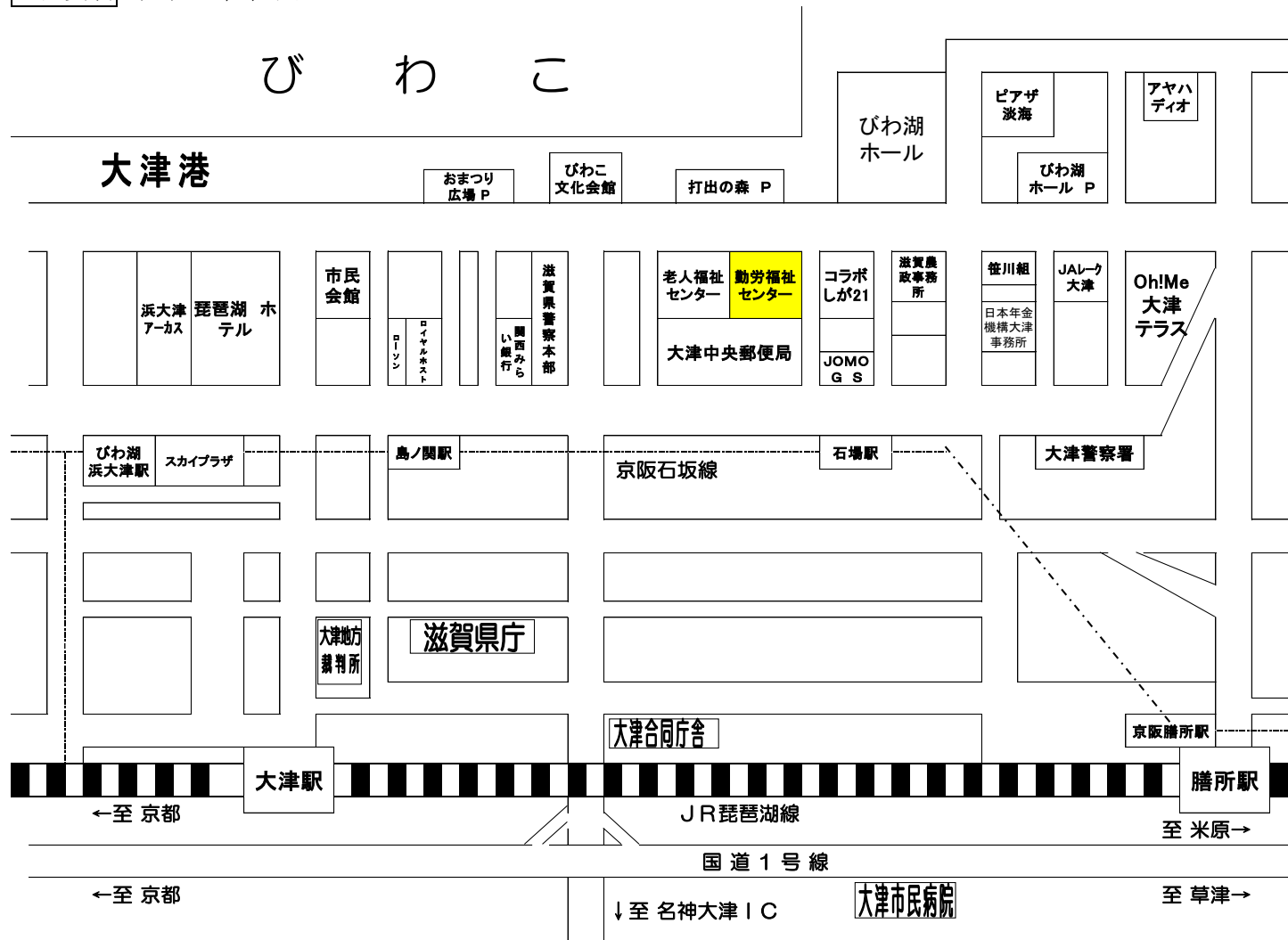
キ 備品一覧

ク 大津市勤労福祉センター条例

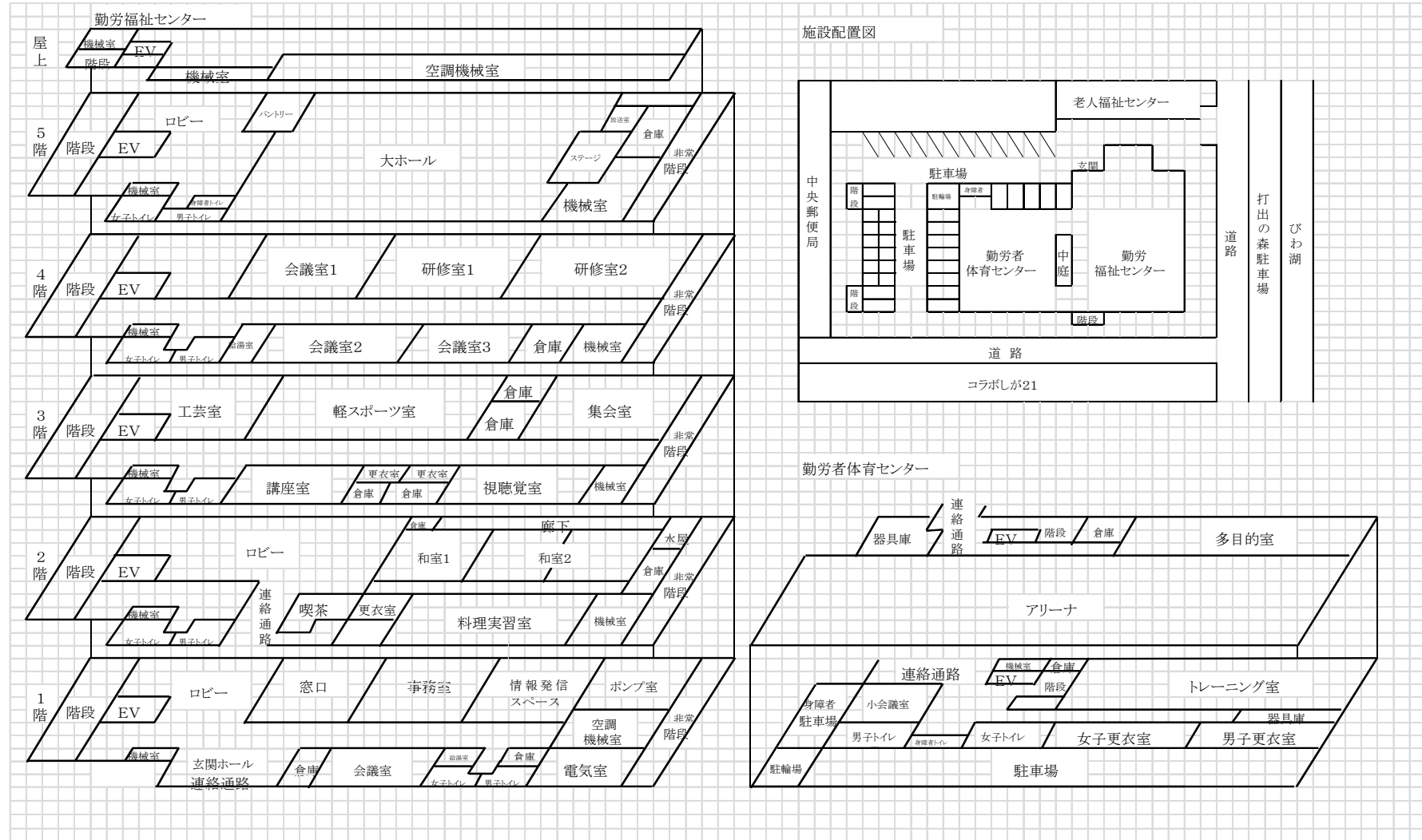
ケ 大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則

コ 審査基準整理票

添付資料 (1) 位置図



(2) 平面図



(3) 参考資料

ア 過去2年間の利用者数・大津市勤労福祉センター使用料収入実績

	利用者数	年間使用料収入
令和5年度	93,889 人	12,661,082 円
令和6年度	93,204 人	13,243,641 円

イ その他収入（来館者コピー代）

	来館者コピー代
令和5年度	10,400 円
令和6年度	9,000 円

ウ 過去2年間の減免実績

	減免団体数	減免回数
令和5年度	4 団体	41 回
令和6年度	4 団体	38 回

エ 過去2年間の各施設の利用率

		令和5年度	令和6年度
1 階	小会議室	30.3%	27.9%
2 階	調理実習室	7.9%	9.3%
	和室 1	46.1%	45.9%
	和室 2	55.6%	55.2%
	多目的室	63.8%	66.9%
3 階	軽スポーツ室	88.6%	88.9%
	工芸室	11.7%	11.8%
	集会室	25.7%	34.0%
	視聴覚室	52.1%	47.8%
	講座室	12.4%	12.3%
4 階	会議室 1	8.2%	9.1%
	会議室 2	14.9%	15.9%
	会議室 3	24.6%	27.5%
	研修室 1	40.9%	53.0%
	研修室 2	42.2%	54.3%
5 階	大ホール	40.3%	44.9%
体育センター		85.8%	90.9%

オ 令和 6 年度勤労福祉センター講座実施実績

講座実施回数	受講者数(人)	歳出	歳入(受講料)
442 回	864 人	2,051,920 円	4,528,700 円

カ 令和 6 年度職員配置実績及び勤務条件

(配置実績) 有期雇用職員 9 名

(勤務形態) ◎月曜日～土曜日

8:45～21:15

8:45～17:15

8:45～15:15

8:45～13:00

8:00～10:00

12:45～21:15

14:45～21:15

17:00～21:15

◎日曜日

8:45～17:15

キ 大津市勤労福祉センター 備品一覧

No.1

番号	品 名	数量	取 得 日
1	肘掛椅子	16	S60. 3. 30
2	〃 (応接セット用)	6	S57. 7. 15/S60. 3. 30
3	肘無椅子 (会議用・黄色)	90	S60. 3. 30
4	〃 (〃 ・茶色)	30	S60. 3. 30
5	〃 (〃 ・オレンジ色)	346	S60. 3. 30
6	〃 (カウンター用)	10	S60. 3. 30
7	〃 (布貼・グレー)	10	S60. 3. 30
8	並椅子 (3 レン)	3	S58. 3. 31
9	〃	7	S46. 4. 19
10	長椅子 (3 レン)	3	S57. 7. 15
11	〃 (4 レン)	3	S57. 7. 15
12	〃 (応接セット用)	2	S60. 3. 30
13	閲覧椅子	8	S60. 3. 30
14	椅子 (ミーティングチェアー)	30	H28. 10. 31
15	ロビーチェアー	12	S60. 3. 30
16	〃 (2 レン)	8	S60. 3. 30
17	〃 (3 レン)	4	S60. 3. 30
18	〃 (ダークレッド色)	13	S60. 3. 30
19	〃 (黒色)	4	S60. 3. 30
20	事務椅子 (肘掛)	1	H10. 4. 1
21	〃 (肘無)	10	S59. 7. 23/S59. 10. 28/H1. 3. 18/H3. 3. 27 H6. 9. 20/H7. 4. 1/H15. 9. 30/H20. 1. 29
22	ソファ	1	S57. 7. 15
23	運搬車 (椅子用)	8	S60. 3. 30
24	長机	146	S60. 3. 30/H21. 4. 30
25	座机	18	S60. 3. 30
26	会議用机	25	S53. 9. 22/S58. 4. 1/S60. 3. 30
27	〃 (ローズ柄)	4	S60. 3. 30
28	〃 (1/4 円)	4	S60. 3. 30
29	〃 (キャスター付)	2	S60. 3. 30
30	角テーブル (応接セット用)	2	S60. 3. 30
31	〃 (センターテーブル)	2	S60. 3. 30
32	〃 (ロビーテーブル)	6	S60. 3. 30
33	丸テーブル (ロビーテーブル)	6	S60. 3. 30
34	閲覧机	2	S60. 3. 30
35	事務机 (片袖 3 段)	16	S42. 3. 6/S42. 4. 1/S48. 4. 1/S48. 10. 11 S49. 4. 1/S54. 4. 2/S55. 4. 1/S58. 9. 8 S60. 12. 1/S63. 3. 30/H8. 3. 29
36	脇机	5	S45. 8. 31/S48. 4. 2/S49. 7. 1/S52. 1. 18 H2. 3. 20
37	置台	4	S60. 3. 30/H6. 3. 31
38	作業台	3	S60. 3. 30
39	演壇演台	2	S60. 3. 30/H5. 7. 7

番号	品 名	数量	取 得 日
40	調理台	5	S60. 3. 30
41	カウンター	1	S60. 3. 30
42	ホワイトボード	3	S60. 3. 30
43	〃 (貸館案内板)	1	S56. 11. 7
44	〃 (貸館予定表)	1	S62. 1. 14
45	黒板 (体育センター抽選会用)	1	S57. 6. 16
46	回転黒板	1	H10. 7. 31
47	案内板&黒板	2	S60. 3. 30
48	掲示板&黒板	2	S60. 3. 30
49	掲示板	1	S58. 2. 28
50	レジスター	1	H21. 6. 30
51	金庫	1	S42. 4. 1
52	ロッカー	15	S42. 4. 1/S45. 11. 24/S57. 7. 15/ S59. 2. 10/S60. 2. 25/S60. 3. 30
53	ロッカー(観音開) 1階事務室	1	H10. 9. 11
54	更衣ロッカー	23	S42. 3. 6/S42. 4. 1/S58. 3. 10/S60. 3. 30
55	整理棚	22	S57. 7. 20/S60. 3. 30/S62. 6. 10
56	レターケース	2	S57. 7. 20
57	陳列ケース	2	S57. 9. 14/S60. 3. 30
58	キャビネット	6	S42. 3. 6/S46. 4. 1/S46. 5. 8/S52. 9. 17 S61. 11. 8
59	プラントボックス	8	S60. 3. 30
60	傘立	2	S60. 3. 30
61	掃除用具箱	1	S61. 12. 5
62	食器戸棚	3	S45. 5. 10/S57. 7. 15/S58. 5. 25
63	茶道具 (釜など)	2	S60. 3. 30/H3. 8. 31
64	冷蔵庫	2	S49. 5. 22/S60. 3. 30
65	AED	1	H26. 5. 23
66	テーブルガスコンロ	4	S57. 7. 15/S 60. 3. 30
67	ガスオーブン	1	H19. 10. 19
68	ガスオーブン&電子レンジ	4	H19. 10. 19/H20. 5. 15
69	絵画 (画額有り)	9	S60. 3. 30/H5. 12. 22
70	〃 (画額無し)	1	S62. 7. 1
71	書 (画額有り)	1	S60. 3. 30
72	裁縫用ボディ	2	H2. 7. 7
73	衣紋掛	1	S60. 3. 30
74	衣装盆	1	S60. 7. 5
75	ピアノ	1	S60. 3. 30
76	裁断機	1	S46. 4. 1
77	鏡	4	S42. 4. 1/S52. 4. 10/S54. 8. 31 S60. 3. 30
78	広蓋	1	S62. 9. 10
79	時計	5	S52. 4. 10/S52. 9. 1/S60. 3. 30
80	脚立	2	H9. 7. 15/H9. 10. 9

番号	品 名	数量	取 得 日
81	消火器 (20 型)	1	H21. 1. 29
82	〃 (10 型)	50	H17. 3. 17 / H21. 1. 29 / H21. 4. 30 / H28. 10. 28
83	卓球台	10	S57. 7. 20 / S58. 5. 10 / H15. 6. 20 H16. 7. 5
84	整理台 (支柱用)	1	S57. 7. 15
85	支柱 (バドミントン用)	3	S57. 7. 20
86	〃 (バドミントン用足付)	1	S57. 8. 31
87	〃 (バレー用)	3	S57. 7. 20 / H16. 10. 29 / H17. 12. 12
88	〃 (テニス用)	2	S57. 7. 20
89	防球フェンス	5	S58. 2. 28 / S61. 10. 31
90	ボール籠	1	S57. 7. 20
91	マット	1	S57. 7. 20
92	得点板	1	S57. 7. 20
93	審判台	2	H3. 7. 10
94	腹筋台	1	S42. 4. 1
95	踏み台昇降台	1	S57. 7. 20
96	バーベル	3	S42. 4. 1 / S46. 4. 1 / S49. 5. 1
97	プラットホーム (バーベル台)	1	S49. 5. 1
98	鉄アレー (棚付) 1. 3. 5. 7. 10. 16kg	1	S58. 3. 31
99	ローイングトレナー	1	S57. 7. 15
100	シェイプアップローラー	1	S59. 3. 13
101	トレーニング自転車	3	H14. 5. 31
102	垂直とび測定器	1	S57. 7. 20
103	身長計	1	S58. 3. 25
104	掃除機	1	S62. 5. 30
105	テレビ	3	H22. 12. 24
106	ビデオデッキ	2	H10. 5. 29 / H22. 12. 24
107	マイクロコンポーネント MD システム	1	H21. 5. 8
108	映写機 (スライド)	1	S60. 3. 30
109	〃 (ビデオプロジェクター)	1	H11. 12. 22
110	〃 (オーバーヘッドプロジェクター)	1	S60. 3. 30
111	スクリーン	1	S60. 3. 30
112	ハートキャリケース (プロジェクター用スピーカー付)	1	H11. 12. 22
113	スピーカー (プロジェクター用)	1	H11. 12. 22
114	〃 (壁掛け用)	2	S60. 3. 30
115	マイクロホン	3	S60. 3. 30
116	携帯マイク	1	S63. 11. 17
117	マイクスタンド (短)	3	S42. 4. 1 / S56. 11. 26 / S58. 2. 28
118	〃 (長)	3	S56. 11. 26
119	ワイヤレスマイク & レシーバーシステム	1	H21. 5. 8
120	暗幕・カーテン・カーペット一式	1	H26. 2. 28

番号	品 名	数量	取 得 日
121	館内案内図	1	H22. 7. 13
122	CD コンボ	1	H23. 11. 8
123	炊飯器	1	H25. 1. 17
124	唐銅風炉	3	H26. 7. 24
125	電熱器	3	H27. 7. 16（2台分は不明）
126	クッションフロア	1	H26. 11. 6
127	冷蔵庫	1	H26. 2. 24
128	ピンマイククリップ・フォルダ	1	H28. 3. 18
129	傘立て	1	H28. 3. 18
130	丸イス	15	H28. 6. 6
131	人工芝	1	H28. 9. 12
132	オープンシューズ BOX	2	H29. 3. 1
133	座布団	10	H29. 3. 1
134	玄関ラック	1	H29. 11. 2
135	サンヨー マルチコネクトコンボ	1	H30. 1. 4
136	エアーディスク 5 kg	2	H30. 2. 14
137	閉館時用アナウンス録音	1	H30. 8. 8
138	Sony マルチコネクトコンボ	1	H30. 8. 30
139	17 インチ液晶モニター	1	R4. 1. 17
140	シャワーカーテン	1	H24. 12. 25
141	トレーニング器具	1	H24. 6. 21
142	バレーボールアンテナセット	1	H26. 7. 30
143	ラバーディスク	1	H26. 8. 19
144	得点板	1	H27. 9. 15
145	扇風機	2	H28. 6. 24（1台は不明）
146	9 人制バレーボールネット	1	H28. 12. 9
147	ベニヤ板	3	H29. 1. 19
148	バドミントン用ネット	2	H29. 6. 28
149	スポットクーラー	1	H30. 6. 25
150	卓球台	3	不明

【大津市勤労福祉センター備品一覧表】

大津市勤労青少年ホーム	
2 階	
調理実習室	調理台 4 台 講師調理台 1 台 ホワイトボード (固定式)
和室 1	座机 18 台
和室 2	
多目的室	軽スポーツ用壁鏡 長机 10 台 黒パイプイス 13 脚 パイプイス 13 脚 丸イス 35 脚 ヨガマット 29 枚 ホワイトボード(固定) マイクロコンポーネントMDシステム
3 階	
軽スポーツ室	軽スポーツ用壁鏡 天井ミラーボール 丸イス 43 脚 ヨガマット 29 枚 CDデッキ&カセットデッキ 黒板(固定)
工芸室	作業台 3 台 長机 2 台 丸イス 15 脚
集会室	長机 12 台 肘無イス 6 脚 ホワイトボード(固定)
視聴覚室	長机 8 台 黒パイプイス 12 脚(うち倉庫に一部あり) ピアノ ホワイトボード(固定) 丸イス 2 脚 マイクロコンポーネントMDシステム テレビ 1 台 スクリーン(固定) ビデオデッキ
講座室	長机 8 台 イス 24 脚 ホワイトボード(固定式)
大津市勤労福祉会館	
1 階	
小会議室	長机 5 台 肘無イス 12 脚 掲示板 1 台
4 階	
会議室 1	長机 10 台 イス 16 脚(うち種類の違うイスが 2 脚)
会議室 2	長机 8 台 イス 30 脚(うち倉庫に 6 脚) ホワイトボード(移動式)
会議室 3	長机 9 台 イス 24 脚
研修室 1	長机 12 台 イス 36 脚
研修室 2	長机 8 台 イス 24 脚 ホワイトボード (固定) CDデッキ&カセットデッキ ワイヤレスマイク 2 本 マイクスタンド(小) 1 本 スクリーン(固定式) 演台 1 台
倉庫	長机 15 台 イス 12 脚 スクリーン(移動式)
5 階	
大ホール	長机 58 台(うち倉庫に一部あり) イス 283 脚(うち倉庫に一部あり) CDデッキ&カセットデッキ 演台 1 台 ワイヤレスマイク 2 本 マイクスタンド(大) 2 本&(小) 2 本 置台 2 台 ホワイトボード(移動式) 黒板 (移動式) 有線マイク 2 本(倉庫) オーバーヘッド(倉庫) スライド(倉庫) ビデオプロジェクター(倉庫)

ク

○大津市勤労福祉センター条例

昭和 60 年 3 月 25 日

条例第 2 号

(設置)

第 1 条 勤労者の福祉の増進及び文化教養の向上を図るため、次に掲げる施設（これらを総称して「大津市勤労福祉センター」という。）を設置する。

名称	位置
大津市勤労福祉会館	大津市打出浜 1 番 6 号
大津市勤労青少年ホーム	
大津市勤労者体育センター	

(平 1 4 条例 5 9 ・ 一部改正)

(事業)

第 2 条 大津市勤労福祉センター（以下「センター」という。）においては、次に掲げる事業を行う。

(1) 大津市勤労福祉会館（以下「勤労福祉会館」という。）

ア 勤労者の文化教養の向上のために施設を利用させること。

イ 勤労者による会議又は研修のために施設を利用させること。

ウ 勤労者の福利厚生を図るために施設を利用させること。

エ その他勤労者の福祉の増進及び文化教養の向上を図るために必要な事業

(2) 大津市勤労青少年ホーム（以下「勤労青少年ホーム」という。）

ア 勤労青少年の文化教養の向上のための講習会、研修会等を開催すること。

イ 勤労青少年にレクリエーション活動、グループ活動等の場を提供し、必要な助言及び指導を行うこと。

ウ 勤労青少年に対する生活等の相談を行うこと。

エ その他勤労青少年の福祉の増進及び文化教養の向上を図るために必要な事業

(3) 大津市勤労者体育センター（以下「勤労者体育センター」という。）

勤労者等がスポーツ、レクリエーション活動等を通じて健康の増進を図るために施設を利用させること。

2 前項の事業は、センターにおいて総合調整を図り、行うものとする。

(平 1 4 条例 5 9 ・ 一部改正)

(使用者の範囲)

第3条 勤労福祉会館を使用することができる者は、勤労者及びその家族とする。

2 勤労青少年ホームを使用することができる者は、35歳未満の勤労者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第9条の規定に基づきセンターの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、市長が必要と認めるときは、勤労福祉会館又は勤労青少年ホームの用途又は目的を妨げない限度において、前2項に規定する者以外の者に勤労福祉会館又は勤労青少年ホームを使用させることができる。

（平14条例59・追加、平19条例15・平21条例49・一部改正）

（使用の許可）

第4条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者に申請し、使用の許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用の許可について、必要な条件を付することができる。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。

（1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

（2） センターの施設又は設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。

（3） その他センターの管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

（1） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（2） 使用の許可の条件に違反したとき。

（3） 前項各号のいずれかに該当したとき。

（平14条例59・追加、平21条例49・平23条例49・一部改正）

（利用料金）

第5条 使用者は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。ただし、第3条第2項に規定する者が第2条第1項第2号に掲げる事業に関し勤労青少年ホームを使用する場合については、この限りでない。

2 利用料金の額は、別表に定める額（附属設備については、規則で定める額）を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（平21条例49・全改、平29条例36・一部改正）

（利用料金の前納）

第6条 利用料金は、使用の許可の際に支払わなければならない。ただし、市長が特別の

理由があると認めるときは、後納することができる。

(平 2 1 条例 4 9 ・全改)

(利用料金の減免)

第 7 条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平 2 1 条例 4 9 ・全改)

(利用料金の不還付)

第 8 条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平 2 1 条例 4 9 ・追加)

(指定管理者による管理)

第 9 条 センターの管理は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に行わせる。

(平 2 1 条例 4 9 ・追加)

(指定管理者の指定の基準)

第 1 0 条 指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) センターの設置の目的に照らしてその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
- (3) センターの管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

(平 2 1 条例 4 9 ・追加、平 2 5 条例 1 9 ・一部改正)

(指定管理者が行う管理の基準)

第 1 1 条 指定管理者は、センターの開館時間及び休館日の定めに従い、センターを適正に利用に供さなければならない。

2 前項のセンターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(平 2 1 条例 4 9 ・追加、平 2 5 条例 1 9 ・一部改正)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 1 2 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第 2 条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) センターの使用の許可に関する業務

(3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) その他市長が定める業務

(平 2 1 条例 4 9 ・ 追加)

(委任)

第 1 3 条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営について必要な事項は、市長が定める。

(平 1 4 条例 5 9 ・ 旧第 6 条繰下、平 2 1 条例 4 9 ・ 旧第 8 条繰下)

付 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日（昭和 6 0 年 5 月 1 3 日—昭和 6 0 年規則第 2 4 号）から施行する。

(大津市勤労青少年ホーム条例の廃止)

2 大津市勤労青少年ホーム条例（昭和 4 2 年条例第 4 6 号。以下「ホーム条例」という。）は、廃止する。

(ホーム条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に受けているホーム条例の規定による勤労青少年ホームの使用許可は、この条例の規定による勤労青少年ホームの使用許可とみなす。

付 則（平成元年 3 月 2 3 日）

1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の大津市勤労福祉センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る勤労福祉会館及び勤労青少年ホームの使用料について適用する。

附 則（平成 9 年 3 月 2 1 日条例第 1 0 号）抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(大津市勤労福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置)

第 1 6 条 改正後の大津市勤労福祉センター条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る勤労福祉会館及び勤労青少年ホームの使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る勤労福祉会館及び勤労青少年ホームの使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 4 年 1 2 月 2 0 日条例第 5 9 号）

この条例は、規則で定める日（平成 1 5 年 2 月 1 日—平成 1 5 年規則第 1 号）から施行

する。

附 則（平成 19 年 3 月 20 日条例第 15 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 24 日条例第 49 号）

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大津市勤労福祉センター条例の規定に基づく指定管理者の指定の手続その他の行為及び指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成 23 年 12 月 19 日条例第 49 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 22 日条例第 19 号）抄
（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 17 日条例第 22 号）抄
（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（大津市勤労福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置）

第 10 条 第 11 条の規定による改正後の大津市勤労福祉センター条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 6 月 30 日条例第 36 号）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定及び附則第 3 項の規定は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の大津市勤労福祉センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の大津市勤労福祉センター条例別表の規定は、附則第 1 項ただし書に規定する日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 25 日条例第 21 号）抄
（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（大津市勤労福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置）

第 15 条 第 14 条の規定による改正後の大津市勤労福祉センター条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 7 月 4 日条例第 29 号）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定及び附則第 3 項の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の大津市勤労福祉センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の大津市勤労福祉センター条例別表の規定は、附則第 1 項ただし書に規定する日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表（第 5 条関係）

（平 9 条例 10・平 14 条例 59・平 21 条例 49・平 26 条例 22・平 29 条例 36・平 31 条例 21・令 4 条例 29・一部改正）

1 勤労福祉会館の利用料金の上限額

使用者の区分	使用時間 室名	午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
		円	円	円	円
市民等（市内に住所又は勤務場所を有する者（法人等にあつては、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。以下同じ。）	大ホール	3,550	3,550	4,730	10,650
	会議室 1	2,200	2,200	3,300	6,600
	会議室 2	1,640	1,640	2,200	4,940
	会議室 3	870	870	1,310	2,630
	研修室 1	1,640	1,640	2,200	4,940
	研修室 2	1,310	1,310	1,750	3,940
	小会議室	610	610	920	1,840

市民等以外の者	大ホール	5,320	5,320	7,100	15,980
	会議室 1	3,300	3,300	4,950	9,900
	会議室 2	2,460	2,460	3,300	7,410
	会議室 3	1,310	1,310	1,960	3,950
	研修室 1	2,460	2,460	3,300	7,410
	研修室 2	1,960	1,960	2,630	5,910
	小会議室	920	920	1,380	2,760

2 勤労青少年ホームの利用料金の上限額

使用者の区分	使用時間 室名	午前 9 時から午 後 1 時まで	午後 1 時から午 後 5 時まで	午後 5 時から午 後 9 時まで	午前 9 時から午 後 9 時まで
		円	円	円	円
市民等	軽スポーツ室	3,180	3,180	4,260	9,580
	工芸室	1,100	1,100	1,640	3,300
	集会室	1,300	1,300	1,740	3,920
	多目的室	2,180	2,180	2,920	6,560
	講座室	1,100	1,100	1,640	3,300
	視聴覚室	1,210	1,210	1,630	3,660
	調理実習室	2,200	2,200	3,300	6,600
	和室 1	680	680	1,010	2,040
	和室 2	380	380	580	1,160
市民等以外の者	軽スポーツ室	4,770	4,770	6,400	14,370
	工芸室	1,650	1,650	2,460	4,950
	集会室	1,950	1,950	2,610	5,880
	多目的室	3,270	3,270	4,380	9,840
	講座室	1,650	1,650	2,460	4,950
	視聴覚室	1,820	1,820	2,440	5,500
	調理実習室	3,300	3,300	4,950	9,900
	和室 1	1,020	1,020	1,520	3,060
	和室 2	580	580	870	1,750

3 勤労者体育センターの利用料金の上限額

(1) アリーナ

使用者の区分	使用時間 使用日	午前 9 時から 午前 11 時まで	午前 11 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午後 9 時まで
市民等	休日	円 3,680	円 3,680	円 3,680	円 3,680	円 3,680	円 3,680
	平日	2,970	2,970	2,970	2,970	3,680	3,680
市民等以外の者	休日	5,550	5,550	5,550	5,550	5,550	5,550
	平日	4,450	4,450	4,450	4,450	5,550	5,550

備考

- 1 この表中「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。
- 2 この表中「平日」とは、休日以外の日をいう。
- 3 半面だけ使用する場合は、この表に定める額の半額とする。
- 4 この表に定めのない時間帯について臨時に使用許可した場合における利用料金の上限額は、2 時間につき、市民等にあつては 3,680 円、市民等以外の者にあつては 5,550 円とする。

(2) トレーニングルーム

1 人 2 時間につき 220 円。ただし、市民等以外の者にあつては、330 円

- 4 前 3 項の規定にかかわらず、使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合又は営利若しくは営業宣伝その他これに類すること（以下「営利等」という。）を目的として使用する場合の利用料金の上限額は、これらの規定による利用料金の上限額に次に定める割合に相当する額を加算した額とする。ただし、規則で定める場合においては、この限りでない。

- (1) 入場料等のうち最高額のものが 1,500 円以上 3,500 円未満の場合 5 割
- (2) 入場料等のうち最高額のものが 3,500 円以上の場合 10 割
- (3) 営利等を目的として使用する場合（前 2 号に該当する場合を除く。） 5 割

- 5 前 2 項の規定による利用料金の上限額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

ケ ○大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則

昭和 60 年 5 月 13 日

規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大津市勤労福祉センター条例（昭和 60 年条例第 2 号。以下「条例」という。）第 13 条の規定により、大津市勤労福祉センター（以下「センター」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

（平 15 規則 6・平 21 規則 151・一部改正）

(休館日)

第 2 条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長及び条例第 9 条の規定に基づきセンターの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、その協議により、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(1) 毎月第 3 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

（平 19 規則 9・平 21 規則 151・一部改正）

(開館時間)

第 3 条 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時まで（日曜日は午後 5 時まで）とする。ただし、市長及び指定管理者は、特に必要があると認めるときは、その協議により、臨時にこれを変更することができる。

（平 19 規則 9・平 21 規則 151・一部改正）

(使用の許可)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項の申請は、センターを使用しようとする日の属する月の 3 月前（大津市勤労者体育センターにあっては、1 月前）の月の初日から使用しようとする日までに行為しなければならない。ただし、市長及び指定管理者が、その協議により、特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の申請に対する許可は、当該申請のあった順序に従うものとし、当該申請が同時のときは協議又は抽選により順序を定める。

3 大津市勤労青少年ホームの使用（条例第 5 条第 1 項ただし書に規定する場合における使用に限る。）の申請及び許可については、毎年度、当該年度における最初の使用の前に、当該年度を通じての使用について行うものとする。

4 指定管理者は、前項の許可をするときは、当該許可の申請をした者について必要な事項を登録し、その者に対し、利用証を交付するものとする。

（平 10 規則 28・一部改正、平 15 規則 6・旧第 5 条繰上・一部改正、平 21 規則 151・一部改正）

(附属設備の利用料金の上限額)

第 5 条 条例第 5 条第 2 項の規則で定める利用料金の上限額は、別表のとおりとする。

（平 29 規則 86・全改）

(使用者の順守事項)

第 6 条 センターを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) 許可を受けないで、物品を展示し、又は印刷物、ポスター等を配布し、若しくは掲示しないこと。

(2) センター及びその敷地内において喫煙しないこと。

(3) 他の使用者の迷惑となるような行為をしないこと。

(4) 使用した設備、備品等は、原状に復し、清掃すること。

(5) その他センターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(平15規則6・旧第12条繰上・一部改正、平21規則151・旧第8条繰上、
令元規則10・一部改正)

(職員の立入)

第7条 指定管理者は、センターの管理のため必要と認めるときは、現に使用されている施設等に指定管理者の職員を立ち入らせることができる。

(平15規則6・旧第13条繰上、平21規則151・旧第9条繰上・一部改正)

(入場料等を徴収する場合等の利用料金の加算の例外)

第8条 条例別表第4項ただし書の規則で定める場合は、公共的な団体又は機関が勤労者の福祉の増進及び文化教養の向上に資すると認められる事業を主催する場合その他市長が特別の理由があると認める場合とする。

(平21規則151・全改、平25規則24・旧第12条繰上)

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 大津市勤労青少年ホームの管理運営に関する規則（昭和42年規則第8号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
- 3 この規則の施行の際現に交付を受けている旧規則の規定による大津市勤労青少年ホームの利用証は、この規則の規定による利用証とみなす。

付 則（昭和63年4月1日）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成元年3月30日）

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る備品の使用料について適用する。

附 則（平成9年3月24日規則第19号）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る備品の使用料について適用し、同日前の使用に係る備品の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月20日規則第28号）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則（以下「旧規則」という。）第5条第1項の規定によりなされた使用の許可の申請、旧規則第8条の規定によりなされた使用料の還付の申請及び旧規則第9条の規定によりなされた使用料の減免の申請は、同日以後にこれらの可否を決定する場合にあっては、同日以後に所長に対してなされたものとみなす。

附 則（平成14年3月25日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年1月15日規則第6号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年2月1日から施行する。
(大津市勤労者体育センターの管理運営に関する規則の廃止)
- 2 大津市勤労者体育センターの管理運営に関する規則（昭和57年規則第38号）は、廃止する。

附 則（平成19年3月1日規則第9号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月24日規則第151号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 大津市勤労福祉センター条例の一部を改正する条例（平成21年条例第49号）附則第2項の規定に基づき同条例の施行前に同項に規定する行為を行う場合には、この規則の施行前であっても、この規則による改正後の大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則の規定に基づき当該行為を行うものとする。

附 則（平成25年3月22日規則第24号）抄
（施行期日）

第1条 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第49号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月30日規則第86号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日規則第12号）

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

- 2 改正後の大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用の許可に係る備品の利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る備品の利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月1日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

（平29規則86・全改、平31規則12・一部改正）

大津市勤労者体育センターの附属設備の利用料金の上限額

品名	単位	利用料金（円）
アリーナ電灯	1時間	520

備考 アリーナの半面だけを使用する場合におけるアリーナ電灯の利用料金の上限額は、この表に定める額の半額とする。

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	大津市勤労福祉センター大会議室等の使用の許可		
根 拠 法 令 名	大津市勤労福祉センター条例	第 4 条第 1 項	
基 準 法 令 名	大津市勤労福祉センター条例 大津市暴力団排除条例	第 4 条第 2 項 第 8 条	
所 管 部 署	指定管理者： (所管 産業観光部商工労働政策課)		
標 準 処 理 期 間	7 日	法定処理期間	一日

【審査基準】 ・文書の名称【 】
 ・掲載図書等【 】
 ・内 容 ☒全部記載 ☐一部・項目のみ記載

大津市勤労福祉センター条例第 4 条第 2 項各号又は大津市暴力団排除条例第 8 条に規定する暴力団を利すると認めるときに該当しないことを基準とし、同項第 3 号に規定する「その他センターの管理上支障があると認めるとき。」とは、大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則第 6 条各号に規定する事項を遵守しないおそれがあると認められるときとする。

【根拠法令】
 大津市勤労福祉センター条例
 第 4 条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者に申請し、使用の許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用の許可について、必要な条件を付することができる。

【基準法令】
 大津市勤労福祉センター条例
 第 4 条
 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用の許可をしない。
 (1) 公の秩序は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 (2) センターの施設又は設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。
 (3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則
 第 6 条 センターを使用する者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。
 (1) 許可を受けないで、物品を展示し、又は印刷物、ポスター等を配布し、若しくは掲示しないこと。
 (2) 所定の場所以外で喫煙をしないこと。
 (3) 他の使用者の迷惑となるような行為をしないこと。
 (4) 使用した設備、備品等は、原状に復し、清掃すること。
 (5) その他センターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

大津市暴力団排除条例

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があつた場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該使用が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	大津市勤労福祉センターの利用料の減免		
根拠法令名	大津市勤労福祉センター条例(昭和60年条例第2号)	第7条	
基準法令名	大津市勤労福祉センター条例(昭和60年条例第2号)	第7条	
所 管 部 署	産業観光部 商工労働政策課		
標準処理期間	3 日	法定処理期間	一 日
【審査基準】 ・ 文書の名称【 】 ・ 掲載図書等【 】 ・ 内容 ☒ 全部記載 ☐ 一部・項目のみ記載 施設の使用料は、大津市勤労福祉センター条例第7条に規定する市長が特別の理由があると認めるときとして、次の各号のいずれかに該当した場合に減免するものとし、その場合における減免の額は当該各号に定めるとおりとする。 (1) 本市及び本市教育委員会が主催し、又は共催する事業に使用する場合 全額 (2) 公共的な団体又は機関が主催し、又は共催する公益に資すると認められる事業に使用する場合 全額 (3) 当該施設の設置目的に合致し、主催する事業に使用する場合 半額 勤労者体育センターについては、利用料金と電灯利用料金の合計金額を減額又は免除する。 【根拠法令等】 第7条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。			

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	大津市勤労福祉センターの利用料の還付		
根拠法令名	大津市勤労福祉センター条例(昭和60年条例第2号)		第8条
基準法令名	大津市勤労福祉センター条例(昭和60年条例第2号)		第8条
所 管 部 署	産業観光部 商工労働政策課		
標準処理期間	3 日	法定処理期間	一 日
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 ☒ 全部記載 ☐ 一部・項目のみ記載 施設の利用料は、大津市勤労福祉センター条例第8条ただし書に規定する「市長が特別の理由があると認めるとき」として、次の各号のいずれかに掲げる場合に還付するものとし、その場合における還付の額は当該各号に定めるとおりとする。 (1) 管理の都合により使用の許可を取り消した場合 全額 (2) 使用を開始しようとする日の30日前までに使用を取り止める旨の申し出があり、市長が相当な理由があると認める場合 半額 (3) 使用者の責めに帰すことができない理由により、当該施設が使用できない場合 全額 (4) 市長が特に理由があると認める場合 全額 【根拠法令等】 第8条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。			

審查基準整理票

処 分 名	大津市勤労福祉センターの指定管理者の指定		
根 拠 法 令 名	大津市勤労福祉センター条例		第 1 0 条第 3 項
基 準 法 令 名	大津市勤労福祉センター条例		第 1 0 条第 3 項
所 管 部 署	産業観光部 商工労働政策課		
標 準 処 理 期 間	1 2 0 日	法定処理期間	一日

【審査基準】 ・文書の名称【 】
・掲載図書等【 】
・内 容 ☒全部記載 ☐一部・項目のみ記載

大津市勤労福祉センター条例第10条第3項に掲げる基準を満たすことを基準とする。

【根拠法令等】

第10条 市長は、指定管理者の指定をしようとするときは、センターの管理を行わせようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査した上、当該申請をした法人等を指定管理者に指定するものとする。

- (1) センターの利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) センターの設置の目的に照らしてその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
- (3) センターの管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

「大津市勤労福祉センター」
指定管理者
個別業務仕様書

大津市産業観光部商工労働政策課

(仕様書 1)

大津市勤労福祉センターエレベーター保守点検業務特記仕様書

- 1 保守対象物件
大津市打出浜 1 番 6 号
大津市勤労福祉センター乗用エレベーター(ロープ式インバーター) 11 名定員 1 基
機種 P-11-C0-90
付加仕様 地震時管制運転装置 (S 波)、停電時自動着床装置 (バッテリー型)、
車椅子仕様、視覚障害者対策 (音声合成オートアナウンス)、自動通話装置
- 2 委託先
- 3 業務内容
フルメンテナンス (定期保守点検、故障等緊急時対策等)
定期保守点検については、毎月 1 回、甲 (大津市勤労福祉センター) の指定する日に行
う。

(仕様書 2)

大津市勤労者体育センター油圧エレベーター保守点検業務特記仕様書

- 1 保守対象物件
大津市打出浜 1 番 6 号
大津市勤労者体育センター乗用エレベーター(油圧間接式) 11 名定員 1 基
付加仕様 地震時管制運転装置 (S 波 2 段)、停電時自動着床装置、車椅子仕様、
ホール釦角型発音釦、かご内専用運転付
- 2 委託先
- 3 業務内容
フルメンテナンス (定期保守点検、故障等緊急時対策等)
定期保守点検については、毎月 1 回、甲(大津市勤労福祉センター)の指定する日に行う。

(仕様書 3)

冷暖房用熱源機切替点検業務特記仕様書

- 1 委託業務 大津市勤労福祉センター冷暖房用熱源機切替点検業務
- 2 委託先
- 3 履行場所 大津市打出浜 1 番 6 号 大津市勤労福祉センター
- 4 委託施設 大津市勤労福祉センター屋上 冷暖房用熱源機
矢崎吸収式冷温水発生機
冷暖房機アローエース CH-K 4 0 P (2 基)
冷暖房機アローエース CH-K X 4 0 P S (1 基)
- 5 委託作業内容 真空抽気作業、各部温度測定、燃焼条件測定調整、
電気計装関係点検、冷却塔水張り・水抜き・水洗い
(上記以外の修理、緊急コール作業は別途見積)
- 6 実施時期
冷房切替時点検 5 月
暖房切替時点検 1 0 月

(仕様書 4)

非常用発電設備保守点検業務特記仕様書

- 1 保守対象物件
大津市打出浜 1 番 6 号 大津市勤労福祉センター 非常用発電機
- 2 委託先
- 3 委託業務内容
 - (1) 非常用発電設備機器保守点検 (消防法に基づく 6 ヶ月点検)
実施時期 7 月
 - ①外周・外観点検
 - ②始動・運転・停止の状態点検
 - ③主要部の水・油漏れの有無確認
 - ④計器類の状態確認
 - ⑤潤滑油の状態確認
 - ⑥制御盤計器類の状態確認
 - ⑦冷却水循環ポンプの状態確認
 - ⑧機関廻りの保護装置の状態確認
 - (2) 非常用発電設備機器保守点検 (消防法に基づく 1 年点検含む)
実施時期 1 月
 - ①外周・外観点検
 - ②始動・運転・停止の状態点検
 - ③主要部の水・油漏れの有無確認
 - ④計器類の状態確認
 - ⑤蓄電池電解液の点検
 - ⑥潤滑油の状態確認
 - ⑦制御盤計器類の状態確認
 - ⑧潤滑油・燃料コシ器部分解掃除
 - ⑨冷却水循環ポンプの状態確認
 - ⑩機関廻りの保護装置の状態確認
 - ⑪吸排気弁弁頭スキマ調整
 - ⑫セルモーターブラシ点検
 - ⑬絶縁抵抗測定
 - ⑭消防法に基づく 1 年点検

(仕様書 5)

消防設備機器保守点検業務特記仕様書

- 1 保守対象物件
大津市打出浜 1 番 6 号 大津市勤労福祉センター消防用設備機器
- 2 委託先
- 3 委託業務内容
 - (1) 総合点検（外観機器点検） 6 月
自動火災報知設備、防火排煙設備（防火戸）、非常警報設備（非常放送）
誘導燈及び誘導標識、消火器、屋内消火栓設備、避難器具、粉末消火設備
 - (2) 機器点検 12 月
自動火災報知設備、防火排煙設備（防火戸）、非常警報設備（非常放送）
誘導燈及び誘導標識、消火器、屋内消火栓設備、避難器具、粉末消火設備
 - (3) 防火対象物定期点検 2 月

(仕様書 6)

給排水設備巡回点検業務特記仕様書

- 1 保守対象物件
大津市打出浜 1 番 6 号 大津市勤労福祉センター機器及び給排水設備
- 2 委託先
- 3 委託業務内容
 - (1) 業務の範囲
 - ①空調機設備点検
 - ②給排水衛生設備点検
 - ③各階機械室、機器の点検調整及び機械室の清掃
 - ④照明器具不良電球取り替え（ネオン及び高所は除く）
 - ⑤監視点検記録の確認及び整理
 - (2) 点検項目
 - ①空調設備各機器点検、設定温度、温水、冷水、冷却水現値調査及び点検
 - ②冷却塔清掃整備、機器の軽整備補修作業（軸受グリスアップ、ベルト点検、加湿器清掃整備）
 - ③受水槽、高架水槽の保守、維持、管理（揚水ポンプ、モーター、配管継ぎ手）
 - ④屋上ルーフトレン（排水口）の清掃随時
 - ⑤各階ドアー チェック、ドアー レンジの速度調整及び保守、維持管理
 - ⑥各階便所のフラッシュバルブの作動状況点検、補修及び取り替え、水量調整
 - ⑦各階便所、湯沸器の排気ファン等排気口点検清掃
 - ⑧排水設備等軽詰まり補修、各部漏水点検
 - ⑨残留塩素測定、飲料水末端水 1 ケ所測定
 - ⑩その他できる範囲の営繕関係
その他補修に関わる部品等は支給されるものとします。
巡回点検回数は年 2 6 回と致します。
4 月から 6 月及び 9 月から 3 月・・・月 2 回
7 月及び 8 月・・・月 3 回

(仕様書 7)

空調機器設備及び飲料水水槽清掃業務特記仕様書

- 1 保守対象物件
大津市打出浜 1 番 6 号 大津市勤労福祉センター空調設備機器及び飲料水水槽
- 2 委託先
- 3 委託業務内容
空調機のフィルター洗浄交換業務 年 3 回
飲料水受水槽及び高架水槽の清掃 年 1 回

自家用電気工作物保安管理業務特記仕様書

- 1 保守対象物件
大津市打出浜 1 番 6 号 大津市勤労福祉センター自家用電気工作物
- 2 委託先
- 3 委託契約内容
大津市勤労福祉センター自家用電気工作物の保守管理及び異常時の対応

第 1 条 (契約の対象)

(以下「甲」という。)は、所在地大津市打出浜 1-6 名称 大津市勤労福祉センター(電話 5 2 2-7 4 7 4)に設置する自家用電気工作物(その概要は覚書による)について、電気事業法施行規則第 5 2 条第 2 項の規定によるその工事、維持及び運用に関する保安管理業務を社団法人関西電気管理技術者協会(以下「丙」という。)に所属する電気管理技術者(以下「乙」という。)に委託し、乙はこれを受託する。

第 2 条 (保安業務と報酬)

契約業務は、保安規定に基づく保安管理に係る業務とする。

2. 月例業務は、月 1 回出勤し、前項の保安に係るものの状況を点検し、指導監督に必要な時間執務する。報酬は別に締結する「覚書」によるものとする。

3. 主要工事期間中は、週 1 回以上工事監督に当たる。なお、工事の計画、監督、検査、定期、精密点検及び特別な業務等については、その都度報酬等を含め個別に決めるものとする。

4. 乙は、甲との連絡を確保するため、電話その他の装置を完備するとともに、乙が所属する協会の支部機関を利用することが出来ることとする。

第 3 条 (契約期間)

この契約の有効期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

第 4 条 (契約の変更)

この契約は、甲乙丙三者協議のうえ変更することができる。

ただし、この場合、変更の内容について、甲乙丙連名を以て、近畿経済産業局長に対し、契約変更の届を提出しなければならない。

第 5 条 (施設者の協力)

甲は、乙がこの契約の業務を行う場合、誠意をもって協力するとともに、乙の助言及び指示を尊重するものとする。

2 甲は、連絡責任者又は発電所の運転責任者を定め、変更があったときは乙に連絡するものとする。

第 6 条 (異常時の措置)

甲は、第 1 条の自家用電気工作物に事故、その他異常が発生し、またはそのおそれがあるときは、その旨を速やかに乙に連絡するものとし、乙はこれに対し直ちに適切なる応急措置を指導するとともに、事後の処理については遺漏なきようとりべき措置について指示または助言を行うものとする。

甲は、前項の連絡が速やかに乙に達しないときは、乙が所属する協会の所轄支部にこれを連絡することとしこれに対し、支部は所属する会員に適切なる応急措置を指導させるものとする。

第 7 条 (立入、機密の保持)

乙は、この契約の業務を行うため随時第1条の事業場に立入ることができる。
ただし、甲の従業員に対する服務規律を尊重し、業務上知り得た甲の機密を他に漏らしてはならない。

第8条（業務の代行及び応援）

乙が、病気または甲の承認した事由により、この契約の業務を行い難いときは、乙の所属する協会の会員を以て代行させることができる。

2 甲は、この契約に係る乙の業務について、必要に応じ、丙に所属する会員を以て履行させることができる。

第9条（損害賠償）

乙または前第6条・第8条による代行者が、その業務上の過失による事故につき、甲が蒙る損害を賠償するため損害賠償保険に加入する。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、損害賠償の責を負わないものとする。

- (1) この契約に基づき、甲乙丙三者協議した事項もしくは乙が指導または助言した事項について、甲がその実施を怠り、これにより甲に損害が生じたとき。
- (2) 甲が法令またはこの契約に違反し、これによって甲に損害が生じたとき。
- (3) その他乙の責によらない事由により甲に損害が生じたとき。

第10条（契約の失効）

この契約は、次の各号の場合失効する。

- (1) 第1条事業場の自家用電気工作物について、電気事業法施行規則第52条第2項の規定に基づく電気主任技術者を選任しないことについての承認が得られないときまたは承認が取り消しとなったとき。
- (2) 第1条事業場の自家用電気工作物の受電電圧が、7000ボルトを超えたとき。
- (3) 発電所の出力が1000Kw以上となったとき。
- (4) 電圧が600ボルトを超える配電線路を設置したとき。
- (5) 一般用電気工作物となったとき。
- (6) 自家用電気工作物が廃止されたとき。
- (7) 乙が社団法人関西電気管理技術者協会を退会したとき。

第11条（契約の解除）

甲は、次の各号の場合この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 甲の申し出により、乙が同意したとき。
- (3) 甲の都合により乙に対し向こう3か月分の報酬相当金を支払ったとき。

2 乙は、次の各号の場合この契約を解除することができる。

- (1) 甲がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙の申し出により、甲が同意したとき。
- (3) 乙の都合により甲に対し、乙が責任をもって後任を推薦するか、または3月分の報酬相当金を支払ったとき。

3 この契約を解除したときは、直ちに甲乙連名をもって、近畿経済産業局長に対し、契約解除報告書を提出しなければならない。ただし、甲乙丙いずれかの記名調印が整わないときはその事由を付記して提出し、その旨を相手方に通知するものとする。

第12条（その他）

この契約に疑義が生じたとき、またはこの契約に定めのない事項については、甲乙丙協議のうえ処理するものとする。

以上のとおり契約を締結したので、この契約書を作成し、甲乙丙各一通を保有する。

4 覚書

自家用電気工作物の表示

所在地 大津市打出浜 1-6 事業場の名称 大津市勤労福祉センター

需要設備及び発電所の概要

需要設備の最大電力 1 0 9 KW				
受電に係る設備		予備発電装置	発電所	
受電電圧	6 . 6 KV	0 . 2 KV	電圧	
受電電力	1 6 5 KW	3 2 KW	出力	
受電設備容量	2 5 0 KVA	4 0 KVA	定格容量	

(仕様書 9)

大津市勤労福祉センター電気設備精密点検特記仕様書

- 1 業務名称
大津市勤労福祉センター電気設備定期精密点検
- 2 契約先
大津市勤労福祉センター自家用電気工作物保安全管理業務委託先と契約。
- 3 契約内容
自家用電気工作物保安全管理業務に同じ。
定期精密点検は年 1 回、6 月に実施。

清掃業務特記仕様書

- 1 委託業務名称
大津市勤労福祉センターの清掃業務

- 2 委託先

- 3 委託業務内容

大津市勤労福祉センター（以下「センター」という）内外の清掃美化保全作業については、常に清潔であって、しかも衛生的に清掃保守する責任を負うと共に建物並びに付帯設備の保全維持に万全を期すことを目標として実施するものとする。

なお、清掃においては、清掃員は目や心に映じた汚染箇所については、寸分の放置も許さぬ清掃感覚と、これを遂行してやまぬ旺盛な責任を堅持するとともに、随所においてもその感覚を生み、センターの美観清潔と衛生保持に徹するものとする。

- （１）日常清掃業務と作業回数等

センターの内外、便所、ごみ収集、吸殻処理等の通常清掃を行う。

特に便所は、月に１回以上水洗いを行なう。

清掃場所及び回数は別紙による。

- （２）定期清掃業務

定期清掃業務の日程については、施設管理者と協議のうえ定め、委託期間中に次の作業区分毎にそれぞれ実施するものとする。

作業区分	作業内容	実施回数
全館床面部分	洗浄、ワックス塗布	3
カーペット部分(2階、4階)	洗浄(全面クリーニング)	1
全館の外窓ガラス	洗浄	3
2階喫茶コーナー	ワックス剥離	1

- （３）その他遵守すべき事項

①清掃のために使用する材料は、乙で用意し品質良好なものを使用すること。

②清掃作業中に発生した事故は、速やかに報告すること。

③清掃作業従事者の知り得た事項は、他言しないこと。

④センター職員の指示に従って作業に従事すること。

⑤作業従事者は、乙の定めた制服等を着用して当該作業に従事すると共に常に品位を保ち、外部からの批判を受けるような行動は絶対にしてはならない。

⑥作業従事者は、月曜日から土曜日まで９時から１６時までセンターに常駐すること。〔ただし、祝日・振替休日・年末年始（１２月２８日～１月４日）は、除く。〕

⑦特記仕様書に定めのない事項については、共通仕様書に定めるところによるものとする。

(仕様書 1 1)

ごみ収集運搬業務特記仕様書

- 1 委託業務名称
大津市勤労福祉センターの一般ごみ(可燃ごみ)の収集処理業務
- 2 委託先
- 3 委託業務内容
大津市勤労福祉センターの一般ゴミ(可燃ごみ)を毎週1回収集運搬の上、処分する。
1回の回収の目安は、70リットル袋5袋分とする。

保安警備業務特記仕様書

- 1 委託業務名称
大津市勤労福祉センターにおける警備業務
- 2 委託先
- 3 契約内容
(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、下記の条項により大津市勤労福祉センターにおける警備業務に関する契約を締結する。
- 4 警備計画
 - (1) 警備対象
所在地：滋賀県大津市打出浜 1 番 6 号
対象物：大津市勤労福祉センター
 - (2) 目 的
甲の所有または管理にかかわる上記警備対象内の財産の保護に任じ、甲業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。
 - (3) 任 務
 - ①火災・盗難の異常状態の感知。
 - ②事故確知時における関係先への通報・連絡。
 - ③警備実施事項の報告。
 - (4) 警備方法
AL SOK ガードシステム
 - (5) 警備基準時間
毎 夜： 21：00～翌 9：00
休館日： 9：00～ 21：00
 - (6) 警備実施時間
前記警備基準時内において、警備対象が無人状態となり、甲からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、甲からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。
 - (7) 警備仕様
 - ①警報装置
 - 1) 警備対象で発生した異常事態をガードセンターへ自動的に通報する。
 - 2) 本件警備に必要な適合機器の配置及び種類・数量は、添付の警報装置図面による。
 - ②ガードセンター
警報受信装置を常時監視するとともに、機動隊との連絡を保持する。
 - ③機動隊
ガードセンターとの連絡を保持し、警備対象の異常事態に備える。
 - (8) 警備開始時における取扱い
 - ①甲における取扱い
 - 1) 甲の最終退館者は、防火・防犯その他の事故防止上必要な処置をなし、確認ランプで各警報機器の正常な状態を確認する。

- 2) 次に最終退館者は、退館口を施錠した後、外部に設置したキーボックスの電源及び回路を確認し、ON（警戒）の状態にセットする。
- ②乙における取扱い
ガードセンターは、甲の最終退館者のキーボックスの操作により自動的に標示されるON（警戒）の信号を確認し、警備を開始する。
- (9) 警備終了時における取扱い
- ①甲における取扱い
甲の最初の入館者は、施設に入る前に必ず外部に設置したキーボックスをOFF（警戒解除）の状態にセットする。
- ②乙における取扱い
ガードセンターは、甲の最初の入館者のキーボックスの操作により自動的に標示されるOFF（警戒解除）の信号を確認し、警備を終了する。第10 警備実施時間中における甲の臨時入館
原則として入館してはならない。ただし、真にやむを得ない場合のみ次の要領により行う。
- 1) 甲はあらかじめ定めた甲の責任者または緊急連絡者により乙に対し、警備中断を申し入れる。
- 2) 甲の臨時入館者は、キーボックスを確実にOFF（警戒解除）の状態にセットした後入館し、以後甲の責任において処理するものとする。
- 3) 甲の臨時入館中の警備は、甲の責任において実施する。
- (11) 異常事態発生時における乙の処置
- ①警報受信装置により甲の警備対象に異常事態が発生したことを感知したとき、乙は機動隊を速やかに急行せしめ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたる。
- ②警備対象に到着した機動隊は、異常事態を確認後、ガードセンターへその状況を連絡し必要に応じて関係先へ通報する。
- ③あらかじめ定められた甲の責任者または、緊急連絡者へ連絡する。
- (12) 事故報告
事故発生の際は、速やかに電話もしくは口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告する。
- (13) 鍵の預託
警備実施に必要な鍵は、甲・乙相互に預託された鍵は、それぞれが厳重に取扱い保管する。
- (14) 警報装置の保守点検
甲に設置された警報装置の機能については、乙は、適宜保守点検を行う。
- (15) 緊急連絡者の指定
①甲はあらかじめ緊急連絡者を指定し、その名簿を乙に交付する。
②上記緊急連絡者に変更あるときは、遅滞なくその都度、変更した名簿を乙に交付する。
- (16) その他
警備実施上、この警備計画書に定めのない事項について必要あるときに限り、甲・乙協議し、本書に付加条項文書を添付する。
- (17) 警備開始期日
本警備は、令和 年4月1日から開始する。

(仕様書 13)

害虫雑菌類駆除特記仕様書

- 1 業務名
大津市勤労福祉センターの館内消毒
- 2 業者名

TEL
- 2 業務内容
労働安全衛生法に基づく事務所衛生基準規則第 15 条による館内消毒の実施。
7 月・12 月の年 2 回実施
 - ① 煙霧消毒 (室内) $2,997 \text{ m}^2 \times 3\text{m} = 8,991 \text{ m}^3$
 - ② 噴霧消毒 $106\text{m} \times 2\text{m} = 212 \text{ m}^2$

(仕様書 1 4)

植木剪定業務特記仕様書

- 1 委託業務名称
大津市勤労福祉センター内植木剪定業務
- 2 業者名
TEL
- 3 業務委託内容
大津市勤労福祉センター敷地内の美観清掃と維持管理のため、植木剪定を年 1 回実施する。
植木の剪定及び剪定により生じる枝葉の処分を行うこと。

(仕様書 15)

男子トイレ芳香剤等賃借業務特記仕様書

1 業務名称

大津市勤労福祉センターにおけるカルミックエアーユニットレンタルサービス契約

2 契約先

3 契約内容

(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、下記の条項により大津市勤労福祉センターにおけるカルミックエアーユニットレンタルサービス契約を締結する。

4 契約業務内容

①使用器具 カルミックエアーユニット (サタイザー MK7) 20個
 エアーフレッシュナー (消臭) 1個

②レンタルサービス料金

1年間のレンタルサービス料金 (消費税額含む) 円

(イ) レンタルサービス料金は、本申込によりその器具の取付を完了した時を基準として起算される。

(ロ) 1年間に6回芳香剤、消毒殺菌剤、洗浄剤の取替が乙のサービスマンにて為されること。

(ハ) 器具の取付、撤去並びに破損部品の取替は第8条の場合を除き乙により無料で為されること。

(ニ) 支払方法は、後記特約条項のとおりとする。

(ホ) 本契約が途中において解約、解除された場合にも乙は既払の料金の払戻しをしないこと。

③契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

④甲又は乙は、30日以前の予告をもって、夫々相手方に対して文書により本契約の解約申入れをすることができる。この場合解約書を作成し本器具撤去の日を定めその撤去の日をもって本契約の解約の効果を発生するものとする。

⑤甲は、本器具の所有権が乙に属することを承認する。

⑥甲において、取付けられた本器具を一時撤去する必要を生じたときは、相当の期間において予め乙に申し出ること。

⑦甲は、無断で本器具の取付、撤去、取替等現状を変更する一切の行為並びに芳香剤、消毒殺菌剤、洗浄剤の取替をしないこと。

⑧甲は、自己又は、その使用人等の故意又は、過失により本器具を破損又は滅失せしめたときはその損害を賠償すること。

⑨甲が、第2条のレンタルサービス料金の支払を怠ったときは、何時にても本契約を解除され、本器具を撤去されても異議がないこと。

⑩本契約が、解除、解約された後は、乙は何の責任を負わないこと。

⑪ 設置場所は別記のとおりとする。

御取付明細書

住 所 大津市打出浜 1 - 6
 名 称 大津市勤労福祉センター及び大津市勤労者体育センター

設置場所

場 所		種 別	個 数	備 考
大津市勤労 福祉センター	1 階	男子小便器	2	エアユニット(サニタイザー MK7)
	2 階	男子小便器	3	エアユニット(サニタイザー MK7)
	3 階	男子小便器	3	エアユニット(サニタイザー MK7)
	4 階	男子小便器	3	エアユニット(サニタイザー MK7)
	5 階	男子小便器	3	エアユニット(サニタイザー MK7)
大津市勤労 者体育センター	1 階	男子小便器	6 1	エアユニット(サニタイザー MK7) エアフレッシュナー (消臭)
合 計			2 1	

複写機メンテナンス及び消耗品供給特記仕様書

1 業務内容

大津市勤労福祉センター複写機のメンテナンス及び消耗品(トナー)供給等

2 契約先

3 契約内容

(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、下記の条項により複写機(以下「機械」という。)の消耗品等の供給に関する契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、機械に必要な消耗品等を円滑に供給すること、ならびに甲がこれに対して消耗品等代金を乙に支払うことを目的とする。

(機械および設置場所)

第2条 機械および機械の設置場所は、別表第1号および第2号記載のとおりとする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、別表第3号記載のとおりとする。

(消耗品等代金)

第4条 消耗品など代金は、別表第4号記載のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は含まないものとする。

(消耗品等代金の請求)

第5条 乙は、毎月末において甲の係員の確認を受けて、コピー枚数を算出し、消耗品等代金ならびに法令所定の消費税及び地方消費税を甲に請求する。

2 乙が請求する消費税額及び地方消費税額は、この契約に基づき乙が発行する請求書に記載する消耗品等代金その他甲の金銭債務の合計金額に法令所定の税率を乗じた金額(円未満は切捨て)とする。

(消耗品等代金の支払)

第6条 甲は、乙から請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

2 甲は、自己の責に帰す事由により消耗品等代金の支払を遅延した場合、乙に対して前項の期間満了の翌日から支払いの日まで年2.5%の割合で計算した遅延利息を加算して支払う。

(消耗品の供給等)

第7条 消耗品については、乙の指定する者の巡回または甲の申出によって予備手持量の不足を知った場合、乙は当該消耗品等を供給する。

2 ドラムカートリッジは、プリント質維持のために乙が必要と認めた場合、乙の技術員の点検または甲の通知に基づき、乙はこれを取り替える。

(消耗品等の所有権)

第8条 消耗品等の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従い使用する。

2 甲は、消耗品等が乙の所有であることを示す表示等を毀損したり、消耗品等を他に流用する行為をしてはならない。

3 甲は、前2項に反し乙に損害を与えた場合、その賠償の責めに任ずる。

(設置場所の変更)

第9条 甲が、第2条の定める機械の設置場所の変更をする場合、甲は、予め乙に通知する。この場合、機械の移動は乙が実施する。甲は移動・設置調整等、設置場所の変更に要する費用を

乙に支払う。

(権利義務の譲渡)

第10条 甲または乙は、この契約によって生ずる権利、もしくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、相手方の承認を得た場合はこの限りではない。

(料金改定)

第11条 この契約期間中において、法令の制定、公租公課の増減、物価の変動、その他経済事情の変化により消耗品等代金を改定する必要がある場合、乙は料金改定日の1か月前までに書面にて料金の改定を甲に通知し、甲乙協議のうえ新料金を決定する。

(契約の解除)

第12条 甲または乙は、正当な理由がある場合には1か月前に書面によって相手方に通知することにより、この契約を解除することができる。

(契約の解除)

第13条 相手方が、正当な理由なくしてこの契約の条項に違反した場合、甲または乙は、書面をもって相手方に通告しこの契約を解除することができる。

2 甲または乙は、前項によりこの契約が解除された場合、これにより被る相手方の損害について、その責を負わない。

(残存消耗品の返還)

第14条 この契約が終了した場合、甲は残存消耗品等を速やかに乙に返還しなければならない。

(その他)

第15条 前各条に定めのない事項およびこの契約条項に疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議し、決定する。

別表

(1) 機 械	
(2) 機械設置場所	大津市打出浜1番6号 大津市勤労福祉センター
(3) 消耗品等代金 (コピー料金)	1枚から10,000枚まで 1枚につき 円 銭 10,001枚から20,000枚まで 1枚につき 円 銭 20,001枚以上 1枚につき 円 銭 ただし、月間最低コピー枚数 3,000枚

※ この契約における1か月とは、月の初日から末日までをいう。

※ 契約開始の月または解除の月において、機械の使用期間が1か月に満たない場合、コピー料金は、最低コピー料金の規定に拘わらず、使用コピー枚数に相当する額とする。

※ 料金の請求にあたり、円未満の端数は、切り捨てるものとする。